

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程

平成16年4月1日  
規程第 56 号

## 第1章 総則

### (趣旨)

- 第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第22条第1項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に常時勤務する職員（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学年俸制適用職員給与規程（平成27年規程第1号）の適用を受ける者を除く。）の給与について定める。
- 2 職員の給与に関しては、この規程に定める事項のほか、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他法令の定めるところによる。

### (給与の種類)

- 第2条 職員の給与は、基本給、基本給の調整額及び諸手当からなるものとする。
- 2 諸手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、安全衛生管理手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

### (給与の支給日)

- 第3条 基本給は、その月の月額的全額を毎月17日に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日に支給する。
- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日
  - (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日
  - (3) 17日が休日である月曜日にあたる時 18日
- 2 基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び安全衛生管理手当は、基本給の支給日に支給する。ただし、基本給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等の理由により、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当は、一の月における勤務実績に基づき、当該手当額を翌月の基本給の支給日に支給する。
- 4 職員が国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規程第57号。以下「勤務時間規程」と

いう。)第7条の2第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当及び休日手当は、当該超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月の基本給の支給日に支給する。

- 5 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、6月30日及び12月10日が日曜日に当たるときはそれぞれ6月28日及び12月8日に、土曜日に当たるときはそれぞれ6月29日及び12月9日に支給する。

(給与の支払い及び控除)

第4条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 国家公務員共済組合掛金

(4) 雇用保険料

(5) 労基法第24条第1項ただし書の規定に基づく労使協定により、給与からの控除が認められたもの

- 3 第1項の規定にかかわらず、個々に職員の同意を得た場合には、給与をその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより支給する。

## 第2章 基本給及び基本給の調整額

(基本給の支給)

第5条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

- 2 この章に規定するもののほか、基本給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(基本給表の種類)

第6条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

(1) 教育職基本給表(別表第1)

(2) 一般職基本給表(別表第2)

(3) 医療職基本給表(別表第3)

(4) 指定職基本給表(別表第4)

(5) 専門業務職基本給表(別表第5)

- 2 職員(指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)の職務は、その複雑、

困難及び責任の度にに基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

(新たに職員となった者等の基本給)

第7条 新たに職員となった者の基本給(以下「初任給」という。)は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等を考慮して、別に定める基準によりその級及び号俸を決定する。

2 基本給表を異にする職又は初任給の基準を異にする職に異動した職員の基本給は、その職務に応じて級及び号俸を決定する。

(昇格)

第8条 就業規則第10条の規定に基づき昇任した職員については、昇任後の職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

2 勤務成績が良好であり、かつ、職務遂行能力が特に優れていると認められる職員については、その職員が従事する職務に応じた1級上位の級に昇格させることができる。

(昇給)

第9条 職員(55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、次条に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。

2 55歳を超える職員の昇給は、次条に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、昇給に関し必要な事項については、別に定める。

(昇給の時期)

第10条 前条の規定による昇給は、1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

(降格及び降給)

第11条 就業規則第19条の規定に基づき降任した職員については、降任後

の職務に応じた下位の級に降格し、又は下位の号俸に降給させることができる。

(基本給の調整額)

- 第12条 職務の複雑、困難、若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員と比べて著しく特殊な職員に対し、その特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。
- 2 前項の規定による基本給の調整を行う職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学院研究科の博士後期課程を担当する教員のうち、主指導教員として4名以上の学生に対する研究指導に従事する者
  - (2) 大学院研究科の博士課程を担当する教員（前号及び次号に掲げる者を除く。）
  - (3) 大学院研究科の博士課程を担当する助教又は大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教
- 3 基本給の調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員  
当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第6に定める調整基本額（以下単に「調整基本額」という。）に3を乗じて得た額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員  
調整基本額に2を乗じて得た額
  - (3) 前項第3号に掲げる職員  
調整基本額
- 4 前各項に規定するもののほか、基本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 諸手当

(管理職手当)

- 第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち本学が定める者（以下「管理職員」という。）に対して支給する。
- 2 管理職手当の月額は、当該職員に適用される基本給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び職責区分に応じ、別表第7の管理職手当額欄に定める額とする。
- 3 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

- 第14条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠

員の補充が困難であると認められる職に新たに採用され又は当該職に異動した職員（教育職基本給表の適用を受ける職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、別表第8に掲げる額を採用又は異動（以下「採用等」という。）の日から35年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前各項に掲げるもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （扶養手当）

第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものに対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第16条 地域手当は、奈良県生駒市に所在する本学の施設に勤務する職員に対して支給する。

- 2 地域手当の月額、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の6を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本学に在籍したまま、他の勤務地において勤務する職員に対しても地域手当を支給することができる。この場合における当該地域手当の月額については、別に定める。
- 4 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(広域異動手当)

第16条の2 広域異動手当は、国又は他の国立大学法人等の職員が引き続き本学の職員となった場合において、当該異動につき別で定めるところにより算定した勤務地間の距離（異動の日の前日における勤務地と当該異動の直後の勤務地との間の距離をいう。）が300キロメートル以上であり、かつ住居と勤務地との間の距離（異動の直前の住居と当該異動の直後における勤務地との間の距離をいう。）が60キロメートル以上であるとき、当該異動の日から3年を経過する日までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た月額を当該職員に対して支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日における勤務地への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 3 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国立大学法人、独立行政法人及び国の機関等から有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他本学が定める職員を除く。）
- (2) 第19条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国立大学法人、独立行政法人及び国の機関等から貸与さ

れた有料宿舎その他本学が定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして本学が定める者

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超え月額61,000円未満の家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額

ハ 月額61,000円以上の家賃を支払っている職員 28,000円

(2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で本学が定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除

く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

通勤手当の支給の単位となる期間（以下「支給単位期間」という。）につき、本学が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間（その者が二以上の交通機関を利用する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、最も長い支給単位期間）の月数を乗じて得た額とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員

支給単位期間につき、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円



ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員

運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円にその者の通勤手当額の算定にかかる最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは前号に掲げる額とする。

- 3 前項の支給単位期間は、交通機関を使用する場合にあっては、当該交通機関が発行する定期券の最も長い通用期間等を考慮して6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として本学が定める期間とし、自動車等を使用する場合にあっては1箇月とする。
- 4 第3条第2項の規程にかかわらず、支給単位期間が1箇月を超える通勤手当は、当該支給単位期間（本学が定める場合にあっては、本学が定める期間）にかかる最初の月の基本給の支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員（1箇月を超える支給単位期間につき通勤手当を支給される者に限る。）について退職その他の事由が生じた場合は、当該事由が生じた後の期間を考慮して別に定める基準により算定する額を返納させるものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第19条 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動又は国若しくは他の国立大学法人等から引き続く採用（以下「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他本学が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して本学の定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動後の勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して本学が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（本学が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が本学の定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて本学の定める額を加算した額）とする。
- 3 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第20条 著しく危険、又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、手当額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(安全衛生管理手当)

第20条の2 安全衛生管理手当は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全衛生管理規則（平成16年規則第1号）第9条第1項に定める産業医（以下「産業医」という。）として業務を行う職員及び同規則第12条第2項に基づき学長により衛生管理者に選任され同条第3項に定める業務を行う職員（以下「衛生管理者」という。）に対して支給する。

- 2 安全衛生管理手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 産業医 10,000円

(2) 衛生管理者 3,000円

- 3 前2項に規定するもののほか、安全衛生管理手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第21条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（管理職員を除く。）には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間及び次条に定める休日において勤務することを命ぜられた時間（勤務時間規程第4条の規定に基づく休日における勤務のうち別に定めるものを除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項及び次条第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 3 勤務時間規程第7条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150（その時間

が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、100分の175)から第1項に規定する100分の125又は次条第1項に規定する100分の135(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(休日手当)

第22条 勤務時間規程第4条に定める休日において、勤務することを命ぜられた職員(管理職員を除く。)には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を休日手当として支給する。

2 前条第2項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第22条の2 勤務時間規程第7条の3に基づき午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に勤務することを命じられた職員(管理職員を除く。)には、当該勤務を命じられた勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当を支給される場合を除く。

(管理職員特別勤務手当)

第22条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第4条に定める休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時的又は緊急の必要により勤務時間規程第4条に定める休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき別表第9に掲げる額とする。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(就業規則第12条第1項の規定に基づき休職にされた職員のうち給与の支給を受けていないものその他本学が定めるものを除く。)に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（就業規則第12条第1項の規定に基づき休職にされた職員のうち給与の支給を受けていないものその他本学が定めるものを除く。）に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 前項に規定するもののほか勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 給与の計算等

(日割計算)

第25条 月の中途において、職員となった者、昇格等により基本給の額に変動が生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割り計算に基づき支給する。

2 前項の日割り計算は、当該給与期間の総日数から勤務時間規程第4条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その末日まで勤務したのものとして、基本給を支給する。

4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第26条 第21条、第22条、第22条の2及び第28条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、基本給、基本給の調整額及びこれらの給与に対する地域手当の月額、広域異動手当の月額、管理職手当並びに初任給調整手当の月額の合計額を1箇月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定による勤務1時間あたりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第27条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の減額)

第28条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第14条に定める休暇によるときその他勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額

して給与を支給する。

(基本給の半減)

第29条 前条の規定にかかわらず、業務上又は通勤による場合を除き、職員が負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）の療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を越えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日については、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、基本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第30条 業務上又は通勤による傷病の療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、給与の全額を休職の期間中支給する。

2 前項に規定する場合を除き、傷病の療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を1年間（結核性疾患にあっては2年間）支給することができる。

3 刑事事件に関して起訴されたため、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 生死不明又は行方不明となったため、就業規則第12条第1項第3号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（業務上及び通勤による生死不明又は行方不明のときは100分の100）以内を休職の期間中支給することができる。

5 学術上の調査又は研究のため、就業規則第12条第1項第4号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を休職の期間中支給することができる。

6 前各項に定める場合のほか、就業規則第12条第1項第5号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、当該期間中、給与を支給しない。

(育児休業及び介護休業期間中の給与)

第31条 育児休業及び介護休業を取得した職員に対しては、別に定める場合を除き、当該期間中、給与を支給しない。

(自己啓発等休業期間中の給与)

第32条 自己啓発等休業を取得した職員に対しては、当該期間中、給与を支給しない。

(配偶者同行休業期間中の給与)

第33条 配偶者同行休業を取得した職員に対しては、当該期間中、給与を支給しない。

(指定職基本給表の適用を受ける職員についての適用除外)

第34条 第12条から第15条まで、第17条、第20条から第22条の2までの規定は、指定職基本給表の適用を受ける職員には適用しない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)
- 2 この規程の施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく調整手当が支給されていた者については、施行日以降においても給与法第11条の7の規定の例により、調整手当を支給する。  
(地域手当の異動保障廃止に伴う交流職員に係る特例措置)
- 3 施行日以降において、人事交流等により、国、独立行政法人及び国立大学法人を退職し、引き続き本学に採用された職員のうち、給与法第11条の3の規定に基づく地域手当又はこれに準ずる手当を支給されていた者については、当分の間、当該採用を給与法第11条の7各項に定める異動等とみなして同条の規定の例により、地域手当を支給する。  
(単身赴任手当の支給要件の変更に伴う経過措置)
- 4 施行日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく単身赴任手当の認定を受けていた職員については、平成20年3月31日まで給与法第12条の2の規定の例により単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合にあってはこの限りでない。  
(単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当の支給要件の変更に伴う経過措置)
- 5 施行日の前日において、前項に規定する単身赴任手当を支給される職員が、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく配偶者にかかる住居手当の認定を受けていた場合にあっては、平成20年3月31日まで給与法第11条の9の規定の例により住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合にあってはこの限りでない。
- 6 削除

7 削除

8 削除

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

9 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第23条、第30条及び附則第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される基本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の基本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(附則第6項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年4月1日施行)附則第9項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で雇用の事情を考慮して学長が定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2つ以上あるときは、当該日のうち学長が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき基本給、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(第19条第2項に規定する本学の定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他学長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して学長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

基本給表	職務の級	号俸
教育職基本給表	1級	1号俸から88号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から12号俸まで
一般職基本給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで

	7級	1号俸から4号俸まで
医療職基本給表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から80号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで
	6級	1号俸から8号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

10 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第6項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行し、改正後の第19条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(職務の級における最高の号俸を超える基本給月額等の切替等)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、給与規程第6条別表第1から別表第4までの基本給表に定める職務の級における最高の号俸を超える基本給月額を受けていた職員の、施行日における基本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替)

3 切替日の前日において改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)別表第1から別表第3までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてそ



の者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（別に定める職員にあっては別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 第2項後段の規定により新級を決定される職員（第6項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

5 切替日の前日において旧規程指定職基本給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第4の新号俸欄に定める号俸とする。  
（職務の級における最高の号俸を超える基本給月額等の切替）

6 切替日の前日において旧規程別表第1から別表第3までの基本給表に定める職務の級における最高の号俸を超える基本給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は基本給月額は、別に定める。  
（切替日前の異動者の号俸の調整）

7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（職員が受けていた号俸等の基礎）

8 第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は基本給月額は、旧規程及びこれに基づく別の定めに従って定められたものでなければならない。  
（基本給の切替に伴う経過措置）

9 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年12月1日施行。以下この項において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（平成16年規程第56号。以下「給与規程」という。）附則第6項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。

（1）平成21年12月1日に次の基本給表の適用を受ける職員で、それぞれの職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員（次号に掲げる職員を除

く。) 100分の99.1

基本給表	職務の級	号俸
教育職基本給表	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
一般職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
医療職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

(2) 指定職基本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

10 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、基本給を支給する。

11 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第1項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第9条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第16条	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
教育職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級 6 級
一般職基本給表 (一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級 10 級
一般職基本給表 (二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
医療職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級

附則別表第 2 (附則第 3 項 関係)

旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

イ 教育職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上				1	1
2	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	1
	6月以上9月未満		3	3	3	1
	9月以上12月未満		4	4	4	1
	12月以上		5	5	5	1
3	3月未満		5	5	5	1
	3月以上6月未満		6	6	6	1
	6月以上9月未満		7	7	7	1
	9月以上12月未満		8	8	8	1
	12月以上		9	9	9	1
4	3月未満		9	9	9	1
	3月以上6月未満		10	10	10	2
	6月以上9月未満		11	11	11	3
	9月以上12月未満		12	12	12	4
	12月以上		13	13	13	5
5	3月未満		13	13	13	5
	3月以上6月未満		14	14	14	6
	6月以上9月未満		15	15	15	7
	9月以上12月未満		16	16	16	8
	12月以上		17	17	17	9
6	3月未満		17	17	17	9
	3月以上6月未満		18	18	18	10
	6月以上9月未満		19	19	19	11
	9月以上12月未満		20	20	20	12
	12月以上		21	21	21	13
7	3月未満		21	21	21	13
	3月以上6月未満		22	22	22	14
	6月以上9月未満		23	23	23	15
	9月以上12月未満		24	24	24	16
	12月以上		25	25	25	17
8	3月未満		25	25	25	17
	3月以上6月未満		26	26	26	18

	6月以上9月未滿	27	27	27	19
	9月以上12月未滿	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未滿	29	29	29	21
	3月以上6月未滿	30	30	30	22
	6月以上9月未滿	31	31	31	23
	9月以上12月未滿	32	32	32	24
	12月以上	33	33	33	25
10	3月未滿	33	33	33	25
	3月以上6月未滿	34	34	34	26
	6月以上9月未滿	35	35	35	27
	9月以上12月未滿	36	36	36	28
	12月以上	37	37	37	29
11	3月未滿	37	37	37	29
	3月以上6月未滿	38	38	38	30
	6月以上9月未滿	39	39	39	31
	9月以上12月未滿	40	40	40	32
	12月以上	41	41	41	33
12	3月未滿	41	41	41	33
	3月以上6月未滿	42	42	42	34
	6月以上9月未滿	43	43	43	35
	9月以上12月未滿	44	44	44	36
	12月以上	45	45	45	37
13	3月未滿	45	45	45	37
	3月以上6月未滿	46	46	46	38
	6月以上9月未滿	47	47	47	39
	9月以上12月未滿	48	48	48	40
	12月以上	49	49	49	41
14	3月未滿	49	49	49	41
	3月以上6月未滿	50	50	50	42
	6月以上9月未滿	51	51	51	43
	9月以上12月未滿	52	52	52	44
	12月以上	53	53	53	45
15	3月未滿	53	53	53	45
	3月以上6月未滿	54	54	54	46
	6月以上9月未滿	55	55	55	47
	9月以上12月未滿	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
16	3月未滿	57	57	57	49

	3月以上6月未滿	58	58	58	50
	6月以上9月未滿	59	59	59	51
	9月以上12月未滿	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
17	3月未滿	61	61	61	53
	3月以上6月未滿	62	62	62	54
	6月以上9月未滿	63	63	63	55
	9月以上12月未滿	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
18	3月未滿	65	65	65	57
	3月以上6月未滿	66	66	66	58
	6月以上9月未滿	67	67	67	59
	9月以上12月未滿	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
19	3月未滿	69	69	69	61
	3月以上6月未滿	70	70	70	62
	6月以上9月未滿	71	71	71	63
	9月以上12月未滿	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未滿	73	73	73	65
	3月以上6月未滿	74	74	74	66
	6月以上9月未滿	75	75	75	67
	9月以上12月未滿	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未滿	77	77	77	69
	3月以上6月未滿	78	78	78	70
	6月以上9月未滿	79	79	79	71
	9月以上12月未滿	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73
22	3月未滿	81	81	81	73
	3月以上6月未滿	82	82	82	74
	6月以上9月未滿	83	83	83	75
	9月以上12月未滿	84	84	84	76
	12月以上	85	85	85	77
23	3月未滿	85	85	85	77
	3月以上6月未滿	86	86	86	78
	6月以上9月未滿	87	87	87	79
	9月以上12月未滿	88	88	88	80
	12月以上	89	89	89	81

2 4	3月未滿	89	89	89	81
	3月以上6月未滿	90	90	90	82
	6月以上9月未滿	91	91	91	83
	9月以上12月未滿	92	92	92	84
	12月以上	93	93	93	85
2 5	3月未滿	93	93	93	85
	3月以上6月未滿	94	94	94	86
	6月以上9月未滿	95	95	95	87
	9月以上12月未滿	96	96	96	88
	12月以上	97	97	97	89
2 6	3月未滿	97	97	97	89
	3月以上6月未滿	98	98	98	90
	6月以上9月未滿	99	99	99	91
	9月以上12月未滿	100	100	100	92
	12月以上	101	101	101	93
2 7	3月未滿	101	101	101	
	3月以上6月未滿	102	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	103	
	9月以上12月未滿	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
2 8	3月未滿	105	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	106	
	6月以上9月未滿	107	107	107	
	9月以上12月未滿	108	108	108	
	12月以上	109	109	109	
2 9	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
3 0	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
3 1	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		

	1 2月以上	121	121		
3 2	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上1 2月未滿	124	124		
	1 2月以上	125	125		
3 3	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	126	126		
	6月以上9月未滿	127	127		
	9月以上1 2月未滿	128	128		
	1 2月以上	129	129		
3 4	3月未滿	129	129		
	3月以上6月未滿	130	130		
	6月以上9月未滿	131	131		
	9月以上1 2月未滿	132	132		
	1 2月以上	133	133		
3 5	3月未滿	133			
	3月以上6月未滿	134			
	6月以上9月未滿	135			
	9月以上1 2月未滿	136			
	1 2月以上	137			
3 6	3月未滿	137			
	3月以上6月未滿	138			
	6月以上9月未滿	139			
	9月以上1 2月未滿	140			
	1 2月以上	141			
3 7	3月未滿	141			
	3月以上6月未滿	142			
	6月以上9月未滿	143			
	9月以上1 2月未滿	144			
	1 2月以上	145			
3 8	3月未滿	145			
	3月以上6月未滿	146			
	6月以上9月未滿	147			
	9月以上1 2月未滿	148			
	1 2月以上	149			
外 1	3月未滿	149	133	109	93
	3月以上6月未滿	150	134	110	94
	6月以上9月未滿	151	135	111	95



	9月以上12月未満	152	136	112	96
	12月以上	153	137	113	97
外2	3月未満	153	137	113	97
	3月以上6月未満	154	138	114	98
	6月以上9月未満	155	139	115	99
	9月以上12月未満	156	140	116	100
	12月以上	157	141	117	101
外3	3月未満	157	141	117	101
	3月以上6月未満	157	141	117	101
	6月以上9月未満	157	141	117	101
	9月以上12月未満	157	141	117	101
	12月以上	157	141	117	101

ロ 一般職基本給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1			1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1

	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26

	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 1 2 月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	1 2 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
1 4	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 1 2 月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	1 2 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
1 5	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 1 2 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	1 2 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
1 6	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 1 2 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	1 2 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
1 7	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 1 2 月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	1 2 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
1 8	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 1 2 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	1 2 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
1 9	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 1 2 月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	1 2 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
2 0	3 月未満			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 1 2 月未満			80	63	84	72	68	64		
	1 2 月以上			81	63	85	73	69	65		
2 1	3 月未満			81	63	85	73	69	65		

	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
2 2	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
2 3	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
2 4	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
2 5	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
2 6	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
2 7	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
2 8	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						

29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ハ 一般職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1

4	3月未滿	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未滿	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未滿	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未滿	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未滿	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未滿	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未滿	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未滿	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未滿	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24

	1 2 月以上	41	41	37	49	29	25
1 2	3 月未滿	41	41	37	49	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	50	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	51	31	27
	9 月以上 1 2 月未滿	44	44	40	52	32	28
	1 2 月以上	45	45	41	53	33	29
1 3	3 月未滿	45	45	41	53	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	54	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	55	35	31
	9 月以上 1 2 月未滿	48	48	44	56	36	32
	1 2 月以上	49	49	45	57	37	33
1 4	3 月未滿	49	49	45	57	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	58	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59	39	35
	9 月以上 1 2 月未滿	52	52	48	60	40	36
	1 2 月以上	53	53	49	61	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43	39
	9 月以上 1 2 月未滿	56	56	52	64	44	40
	1 2 月以上	57	57	53	65	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47	43
	9 月以上 1 2 月未滿	60	60	56	68	48	44
	1 2 月以上	61	61	57	69	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51	47
	9 月以上 1 2 月未滿	64	64	60	72	52	48
	1 2 月以上	65	65	61	73	53	49
1 8	3 月未滿	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	75	55	51
	9 月以上 1 2 月未滿	68	68	64	76	56	52
	1 2 月以上	69	69	65	77	57	53
1 9	3 月未滿	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66	79	59	55

	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	



	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ニ 医療職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		1			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1

	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満			1	1	1	1	1
	1 2 月以上			1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	4	4	1	1	1	1
	1 2 月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	8	8	4	1	1	1
	1 2 月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	12	12	12	8	4	1	1
	1 2 月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	16	16	16	12	8	4	1
	1 2 月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9 月以上 1 2 月未満	20	20	20	16	12	8	4
	1 2 月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9 月以上 1 2 月未満	24	24	24	20	16	12	8
	1 2 月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9 月以上 1 2 月未満	28	28	28	24	20	16	12
	1 2 月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17	13

	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
1 0	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
1 1	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
1 2	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
1 3	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
1 4	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
1 5	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
1 6	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45

1 7	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上 1 2 月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	1 2 月以上	65	65	65	61	57	53	49
1 8	3 月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9 月以上 1 2 月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	1 2 月以上	69	69	69	65	61	57	53
1 9	3 月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9 月以上 1 2 月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	1 2 月以上	73	73	73	69	65	61	57
2 0	3 月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9 月以上 1 2 月未滿	76	76	76	72	68	64	
	1 2 月以上	77	77	77	73	69	65	
2 1	3 月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9 月以上 1 2 月未滿	80	80	80	76	72	68	
	1 2 月以上	81	81	81	77	73	69	
2 2	3 月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9 月以上 1 2 月未滿	84	84	84	80	76	69	
	1 2 月以上	85	85	85	81	77	69	
2 3	3 月未滿	85	85	85	81	77		
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	82	78		
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	83	79		
	9 月以上 1 2 月未滿	88	88	88	84	80		
	1 2 月以上	89	89	89	85	81		
2 4	3 月未滿	89	89	89	85	81		
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	86	82		
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	87	83		
	9 月以上 1 2 月未滿	92	92	92	88	84		

	1 2 月以上	93	93	93	89	85		
2 5	3 月未満	93	93	93	89			
	3 月以上 6 月未満	94	94	94	90			
	6 月以上 9 月未満	95	95	95	91			
	9 月以上 1 2 月未満	96	96	96	92			
	1 2 月以上	97	97	97	93			
2 6	3 月未満	97	97	97	93			
	3 月以上 6 月未満	98	98	98	94			
	6 月以上 9 月未満	99	99	99	95			
	9 月以上 1 2 月未満	100	100	100	96			
	1 2 月以上	101	101	101	97			
2 7	3 月未満	101	101	101	97			
	3 月以上 6 月未満	102	102	102	98			
	6 月以上 9 月未満	103	103	103	99			
	9 月以上 1 2 月未満	104	104	104	100			
	1 2 月以上	105	105	105	101			
2 8	3 月未満	105	105	105	101			
	3 月以上 6 月未満	106	106	106	102			
	6 月以上 9 月未満	107	107	107	103			
	9 月以上 1 2 月未満	108	108	108	104			
	1 2 月以上	109	109	109	105			
2 9	3 月未満	109	109	109				
	3 月以上 6 月未満	110	110	110				
	6 月以上 9 月未満	111	111	111				
	9 月以上 1 2 月未満	112	112	112				
	1 2 月以上	113	113	113				
3 0	3 月未満	113	113	113				
	3 月以上 6 月未満	114	114	114				
	6 月以上 9 月未満	115	115	115				
	9 月以上 1 2 月未満	116	116	116				
	1 2 月以上	117	117	117				
3 1	3 月未満	117	117	117				
	3 月以上 6 月未満	118	118	118				
	6 月以上 9 月未満	119	119	119				
	9 月以上 1 2 月未満	120	120	120				
	1 2 月以上	121	121	121				
3 2	3 月未満	121	121					
	3 月以上 6 月未満	122	122					
	6 月以上 9 月未満	123	123					

	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						

	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表第3（附則第4項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表

イ 旧級が教育職基本給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	新級		5級	6級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1

	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未満	29	1



	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	1
	6月以上9月未満	55	1
	9月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未満	57	1
	3月以上6月未満	58	2
	6月以上9月未満	59	3
	9月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5

2 1	3月未満	61	5
	3月以上6月未満	62	6
	6月以上9月未満	63	7
	9月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
2 2	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
2 3	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13
外 1	3月未満	73	
	3月以上6月未満	74	
	6月以上9月未満	75	
	9月以上12月未満	76	
	12月以上	77	
外 2	3月未満	77	
	3月以上6月未満	78	
	6月以上9月未満	79	
	9月以上12月未満	80	
	12月以上	81	
外 3	3月未満	81	
	3月以上6月未満	81	
	6月以上9月未満	81	
	9月以上12月未満	81	
	12月以上	81	

ロ 旧級が一般職基本給表（一）の11級である職員の新号俸

旧号俸	経過期間	新級	
		9級	10級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1

2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1

	1 2 月以上	13	1
1 0	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 1 2 月未満	16	1
	1 2 月以上	17	1
1 1	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 1 2 月未満	20	1
	1 2 月以上	21	1
1 2	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上 1 2 月未満	24	4
	1 2 月以上	25	5
1 3	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上 1 2 月未満	28	8
	1 2 月以上	29	9
1 4	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上 1 2 月未満	32	12
	1 2 月以上	33	13
1 5	3 月未満	33	13
	3 月以上 6 月未満	34	13
	6 月以上 9 月未満	35	13
	9 月以上 1 2 月未満	36	14
	1 2 月以上	37	14

附則別表第 4（附則第 5 項関係）

指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替

旧号俸	新号俸
1 から 3 まで	1
4	2
5	3

6	4
7	5
8	6
9	7
10	8
11	9

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(管理職手当の支給方法変更に伴う経過措置)
- 2 第13条の規定により管理職手当を受ける職員のうち、この規程による改正後の第13条の規定による管理職手当額(以下「改正管理職手当額」という。)が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額(給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下「減額対象職員」という。)にあっては、改正管理職手当額に100分の98.5を乗じて得た額)のほか、改正管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(減額対象職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とする。)を管理職手当額として支給する。
  - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける職員(以下「同一基本給表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員(同日において占めていた国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学管理職手当支給細則(平成16年細則第33号。以下「管理職手当支給細則」という。)第2条に掲げる職責区分(以下「旧区分」という。)と施行日以後も同様の職責区分を占める職員をいう。第3号において同じ。)次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - イ 平成21年12月1日に次の基本給表の適用を受ける職員で、それぞれの職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員(以下「平成21年度減額改定対象職員」という。) 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額

基本給表	職務の級	号俸
教育職基本給表	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
一般職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
医療職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

- ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当額に100分の99.83を乗じて得た額
- (2) 同一基本給表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等適用職員(旧区分より低い職責区分を占める職員をいう。第4号において同じ。) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する管理職手当支給細則第2条に掲げる職責区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額(以下「下位区分仮定額」という。)に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 下記区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (3) 同一基本給表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額(以下「降格後相当区分仮定額」という。)に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (4) 同一基本給表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する管理職手当支給細則第2条に掲げる職責区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額(以下「降格後下位区分仮定額」という。)

に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

(5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額

(6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に人事交流等により引き続き基本給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして本学が認める職員 前各号の規定に準じて本学が定める額

4 前2項に規定するもののほか、管理職手当の経過措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月24日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月25日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第21条第2項及び第3項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条の改正規定 平成23年1月1日

(2) 附則第2項及び第3項の規定 平成23年4月1日

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、教育職基本給表、一般職基本給表又は医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第10条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
  - 3 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第13条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、当該育児短時間勤務の週当たりの勤務時間数を40で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」とする。
- (結核性疾患にかかる基本給の半減の経過措置)
- 4 平成23年1月1日前から引き続き結核性疾患による第29条に規定する病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の同条の規定の適用については、「90日」とあるのは「1年」とする。
  - 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、改正後の第19条の規定及び次項の規定は、平成24年4月1日から適用する。
- (平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日において改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年4月1日施行。以下「平成18年改正規程」という。)附則第9項の規定による基本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において、教育職基本給表、一般職基本給表及び医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受ける職員並びに指定職基本給表の適用を受ける職員(以下「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第10条の規



定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成25年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項の規定による基本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

4 平成26年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項の規定による基本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

2 平成27年3月31日までの間における国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程第9条第1項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（基本給の切替えに伴う経過措置）

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第6項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。  
(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)
- 5 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与規程第19条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。  
(平成30年3月31日までの間における広域異動手当に関する特例)
- 6 切替日から平成30年3月31日までの間に国又は他の国立大学法人等の職員が引き続き本学の職員となった場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第16条の2第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは「100分の10を超えない範囲内で別に定める割合」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

##### (給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（平成27年4月1日に一部改正された国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「平成27年4月改正規程」という。）附則第2

項の規定に基づいて支給された基本給を含む。)は、改正後の給与規程の規定による給与(平成27年4月改正規程附則第2項の規定による基本給を含む。)の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第15条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程の規定に基づいて支給された給与(平成27年4月1日に一部改正された国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「平成27年4月改正規程」という。)附則第2項の規定に基づいて支給された基本給を含む。)は、改正後の給与規程の規定による給与(平成27年4月改正規程附則第2項の規定による基本給を含む。)の内払とみなす。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程第15条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の給与規程第15条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」とする。
- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第15条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の給与規程第15条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である

ものにあつては、3, 500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」とする。

- 5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の給与規程第15条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の給与規程第15条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「が5級」とあるのは「が5级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月17日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「改正前の給与規程」という。)の平成16年4月1日施行附則第6項から第8項までの規定は、平成30年3月31日まで適用し、附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与(平成27年4月1日に一部改正された国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「平成27年4月改正規程」という。)附則第2項から第4項までの規定に基づいて支給された基本給を含む。)は、改正後の給与規程の規定による給与(平成27年4月改正規程附則第2項から第4項までの規定による基本給を含む。)の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日において、改正後の給与規程別表第1に規定する教育職基本給表、別表第2に規定する一般職基本給表、別表第3に規定する医療職基本給表及び別表第5に規定する専門業務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同規程別表第4に規定する指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成27年1月1日において国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程第10条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月28日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月21日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第17条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 3 改正後の給与規程第17条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の給与規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以降においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で改正前の給与規程で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
  - (1) 改正後の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
  - (2) 旧手当額から改正後の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

る職員

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 教育職基本給表（第6条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額
	円	円	円	円	円	円
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000	534,400
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300	537,400
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700	540,500
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200	543,600
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300	546,600
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800	549,000
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000	551,500
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500	553,900
9	191,500	233,900	298,200	347,400	424,200	556,200
10	194,300	236,300	300,700	350,300	426,700	558,000
11	197,000	238,700	303,100	353,400	429,000	559,900
12	199,700	241,100	305,700	356,700	431,300	561,800
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700	563,500
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900	564,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100	566,200
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400	567,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500	568,700
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900	569,500
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200	570,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600	570,900
21	217,000	264,600	324,100	376,500	450,700	571,700
22	218,900	267,600	326,500	378,400	453,000	
23	220,800	270,500	329,100	380,400	455,400	
24	222,700	273,400	331,900	382,100	457,700	
25	224,500	276,200	333,900	383,500	459,700	
26	226,600	278,800	335,900	385,300	461,900	
27	228,700	281,300	338,000	387,100	464,000	
28	230,800	284,000	340,400	389,000	466,200	
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300	
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600	
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800	
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900	

33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800	
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900	
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200	
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400	
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500	
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500	
39	251,600	308,700	362,500	406,900	489,400	
40	253,200	310,400	364,400	408,400	491,300	
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300	
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200	
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900	
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800	
45	261,100	315,500	373,600	415,300	500,700	
46	262,600	316,500	375,400	416,900	502,500	
47	264,300	317,300	376,900	418,300	504,300	
48	265,600	318,300	378,700	419,900	506,200	
49	267,000	319,200	380,200	421,300	507,900	
50	267,700	320,100	381,800	422,600	509,600	
51	268,300	320,900	383,400	423,900	511,400	
52	269,200	321,700	385,100	425,200	513,300	
53	269,900	322,900	386,200	425,900	514,900	
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500	
55	271,200	324,500	389,100	427,800	518,200	
56	272,000	325,300	390,700	428,700	519,800	
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400	
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700	
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000	
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200	
61	276,700	330,200	397,500	433,200	526,400	
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400	
63	278,600	332,300	400,400	435,100	528,400	
64	279,500	333,400	401,900	436,200	529,400	
65	280,400	334,100	402,900	437,100	530,000	
66	281,100	335,200	404,000	438,100	530,900	
67	282,100	335,900	405,000	439,100	531,800	
68	283,000	337,000	406,100	440,000	532,700	
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600	
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400	



71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100	
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300	
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800	
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600	
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200	
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700	
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300	
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900	
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500	
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100	
82	296,000	349,800	415,600	451,800		
83	296,900	350,800	415,900	452,100		
84	297,800	351,800	416,300	452,700		
85	298,300	352,400	416,600	453,100		
86	299,100	353,000	417,000	453,500		
87	299,900	353,600	417,400	453,900		
88	300,800	354,200	417,800	454,200		
89	301,400	354,800	418,100	454,500		
90	302,000	355,200	418,500	454,900		
91	302,700	355,600	418,900	455,300		
92	303,300	356,100	419,200	455,600		
93	304,000	356,600	419,500	455,900		
94	304,600	357,000	419,900	456,300		
95	305,200	357,500	420,200	456,600		
96	305,800	358,000	420,500	456,900		
97	306,500	358,600	420,800	457,200		
98	307,100	359,100	421,200	457,600		
99	307,700	359,500	421,500	457,900		
100	308,300	360,000	421,800	458,200		
101	308,700	360,400	422,100	458,500		
102	309,000	360,900	422,500			
103	309,300	361,200	422,800			
104	309,700	361,700	423,100			
105	310,000	362,200	423,400			
106	310,400	362,600	423,800			
107	310,700	363,100	424,100			
108	311,000	363,600	424,400			

109	311,400	364,000	424,700			
110	311,700	364,500	425,000			
111	312,100	365,000	425,300			
112	312,500	365,400	425,600			
113	312,800	365,800	425,900			
114	313,200	366,200	426,200			
115	313,500	366,700	426,500			
116	313,800	367,100	426,800			
117	314,000	367,500	427,000			
118	314,300	367,900				
119	314,700	368,400				
120	315,100	368,800				
121	315,300	369,100				
122	315,600	369,500				
123	316,000	370,000				
124	316,400	370,300				
125	316,600	370,700				
126	316,800	371,200				
127	317,100	371,700				
128	317,500	372,100				
129	317,700	372,500				
130	318,000	373,000				
131	318,400	373,500				
132	318,600	374,000				
133	318,800	374,500				
134	319,100	375,000				
135	319,500	375,500				
136	319,700	376,000				
137	319,900	376,500				
138	320,100	377,000				
139	320,300	377,500				
140	320,600	378,000				
141	321,000	378,500				
142	321,300					
143	321,600					
144	321,900					
145	322,300					
146	322,600					

147	322,800					
148	323,100					
149	323,500					
150	323,800					
151	324,100					
152	324,300					
153	324,600					
154	324,900					
155	325,200					
156	325,500					
157	325,700					

備考：この表は、教員及び教務職員に適用する。

別表第2 一般職基本給表（第6条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600

21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			

60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							

99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

備考：この表は、事務職員及び技術職員に適用する。

別表第3 医療職基本給表（第6条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000

5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300

43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		



81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				

119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						

157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

備考：この表は、看護職員に適用する。

別表第4 指定職基本給表（第6条関係）

号俸	基本給月額
1	634,000円
2	706,000円
3	761,000円
4	818,000円
5	895,000円
6	965,000円
7	1,035,000円
8	1,107,000円
9	1,175,000円

備考：この表は、本学が指定する職員に適用する。

別表第5 専門業務職基本給表（第6条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	231,500	264,200	289,700	319,200
2	233,100	266,000	291,900	321,400
3	234,600	267,800	294,000	323,700
4	236,200	269,900	296,000	325,900

5	237,600	271,600	297,900	328,100
6	239,300	273,400	300,000	330,100
7	240,800	275,200	302,200	332,300
8	242,400	277,200	304,200	334,500
9	243,500	279,200	306,100	336,400
10	245,000	281,200	308,400	338,600
11	246,600	283,100	310,600	340,600
12	247,900	285,000	312,900	342,800
13	249,400	287,000	315,000	344,600
14	250,800	288,900	317,100	346,600
15	252,100	290,800	319,300	348,600
16	253,500	292,600	321,400	350,600
17	255,000	294,400	323,300	352,300
18	256,500	296,400	325,300	354,300
19	258,200	298,500	327,300	356,100
20	260,000	300,500	329,300	358,000
21	261,600	302,400	331,000	359,900
22	263,300	304,500	333,100	361,800
23	264,900	306,500	335,100	363,800
24	266,500	308,600	337,200	365,700
25	268,400	310,300	338,600	367,700
26	270,200	312,400	340,500	369,600
27	271,900	314,400	342,400	371,600
28	273,600	316,400	344,300	373,600
29	275,300	318,100	345,900	375,100
30	277,000	320,100	347,800	376,900
31	278,800	322,200	349,700	378,700
32	280,300	324,300	351,500	380,300
33	281,800	325,500	353,400	382,100
34	283,700	327,500	355,200	383,500
35	285,500	329,400	357,000	385,000
36	287,400	331,500	358,700	386,600
37	289,000	333,400	360,100	388,000
38	290,700	335,300	361,400	389,200
39	292,500	337,300	362,800	390,400
40	294,300	339,200	364,200	391,500
41	295,800	341,100	365,500	392,600
42	297,500	343,000	366,400	393,800
43	299,000	344,800	367,500	395,000

44	300,600	346,700	368,600	396,100
45	302,200	348,200	369,400	396,800
46	303,900	349,600	370,300	397,500
47	305,500	351,100	371,200	398,200
48	307,200	352,600	372,100	398,900
49	308,100	354,200	373,000	399,500
50	309,600	355,000	373,800	400,100
51	311,100	356,200	374,600	400,600
52	312,700	357,200	375,400	401,000
53	314,300	358,100	376,100	401,400
54	315,900	359,200	376,800	401,700
55	317,500	360,100	377,500	402,000
56	319,000	361,200	378,200	402,300
57	320,500	362,100	378,700	402,600
58	321,700	362,800	379,300	402,900
59	322,900	363,500	379,900	403,200
60	324,100	364,200	380,600	403,500
61	324,800	364,600	381,000	403,800
62	325,700	365,200	381,700	404,100
63	326,500	365,900	382,300	404,400
64	327,300	366,600	382,900	404,700
65	328,200	366,900	383,300	405,000
66	328,600	367,600	383,900	405,300
67	329,300	368,300	384,500	405,600
68	330,100	369,000	385,100	405,900
69	330,900	369,300	385,500	406,100
70	331,600	369,900	386,000	406,400
71	332,300	370,600	386,500	406,700
72	333,000	371,200	387,100	407,000
73	333,500	371,500	387,400	407,200
74	334,100	372,100	387,800	407,500
75	334,600	372,800	388,200	407,800
76	335,200	373,400	388,600	408,000
77	335,500	373,800	388,900	408,200
78	336,000	374,300	389,200	408,500
79	336,400	374,900	389,500	408,800
80	336,900	375,400	389,800	409,000
81	337,300	375,900	390,000	409,200
82	337,800	376,500	390,300	409,500

83	338,300	377,000	390,600	409,800
84	338,800	377,300	390,800	410,000
85	339,100	377,700	391,000	410,200
86	339,500	378,200	391,300	
87	340,000	378,600	391,600	
88	340,400	379,000	391,800	
89	340,700	379,400	392,000	
90	341,100	379,900	392,300	
91	341,600	380,300	392,600	
92	342,000	380,700	392,800	
93	342,200	381,000	393,000	
94	342,600			
95	343,100			
96	343,500			
97	343,700			
98	344,100			
99	344,500			
100	344,800			
101	345,100			
102	345,500			
103	345,900			
104	346,300			
105	346,800			
106	347,200			
107	347,600			
108	348,000			
109	348,500			
110	348,900			
111	349,200			
112	349,500			
113	350,000			

備考：この表は、エデュケーション・アドミニストレーター及び  
リサーチ・アドミニストレーターに適用する。

別表第6 調整基本額（第12条関係）

教育職基本給表

職務の級	号俸	調整基本額
2級	1号俸	9,738円
	2号俸	9,841円

	3号俸	9,940円
	4号俸	10,039円
	5号俸	10,134円
	6号俸	10,228円
	7号俸	10,327円
	8号俸	10,422円
	9号俸以上	10,500円
	3級	11,900円
	4級	12,700円
	5級	15,000円
	6級	16,300円

別表第7 管理職手当（第13条関係）

（1）教育職基本給表

職務の級	職責区分	管理職手当額
5級	I種	142,600円
	II種	106,900円
	III種	93,500円
	IV種	80,200円
	V種	66,800円

（2）一般職基本給表

職務の級	職責区分	管理職手当額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
	II種	104,200円
8級	I種	117,100円
	II種	94,000円
	III種	82,200円
7級	II種	88,500円
	III種	77,400円
	IV種	66,400円
6級	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	IV種	59,500円
	V種	49,600円
4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

(3) 専門業務職基本給表

職務の級	職責区分	管理職手当額
4 級	V 種	51,900 円
3 級	V 種	49,600 円

別表第 8 初任給調整手当 (第 14 条関係)

期間の区分	初任給調整手当額
1 年未満	50,800 円
1 年以上 2 年未満	50,800 円
2 年以上 3 年未満	50,800 円
3 年以上 4 年未満	50,800 円
4 年以上 5 年未満	50,800 円
5 年以上 6 年未満	50,800 円
6 年以上 7 年未満	49,000 円
7 年以上 8 年未満	47,200 円
8 年以上 9 年未満	45,400 円
9 年以上 10 年未満	43,600 円
10 年以上 11 年未満	41,800 円
11 年以上 12 年未満	40,000 円
12 年以上 13 年未満	38,200 円
13 年以上 14 年未満	36,400 円
14 年以上 15 年未満	35,000 円
15 年以上 16 年未満	33,600 円
16 年以上 17 年未満	32,200 円
17 年以上 18 年未満	30,800 円
18 年以上 19 年未満	29,400 円
19 年以上 20 年未満	28,000 円
20 年以上 21 年未満	26,600 円
21 年以上 22 年未満	26,000 円
22 年以上 23 年未満	25,400 円
23 年以上 24 年未満	24,400 円
24 年以上 25 年未満	23,800 円
25 年以上 26 年未満	23,200 円
26 年以上 27 年未満	22,600 円
27 年以上 28 年未満	22,000 円
28 年以上 29 年未満	21,200 円
29 年以上 30 年未満	20,900 円



30 年以上 31 年未満	20,500 円
31 年以上 32 年未満	19,900 円
32 年以上 33 年未満	19,000 円
33 年以上 34 年未満	18,100 円
34 年以上 35 年未満	17,400 円

別表第 9 管理職員特別勤務手当（第 22 条の 3 関係）

職責区分	第 22 条の 3 第 1 項に掲げ る勤務をした 時間が 6 時間 以内の場合	第 22 条の 3 第 1 項に掲げ る勤務をした 時間が 6 時間 を超える場合	第 22 条の 3 第 2 項に掲げ る勤務をした 場合
I 種	12,000 円	18,000 円	6,000 円
II 種	10,000 円	15,000 円	5,000 円
III 種	8,500 円	12,750 円	4,300 円
IV 種	7,000 円	10,500 円	3,500 円
V 種	6,000 円	9,000 円	3,000 円